

制度がうまく使えなかったり不安があるときには

◆苦情解決の相談

障害福祉サービス等全般に関する苦情については、苦情解決相談事業が活用できます。各事業者に設置された苦情受付窓口申し出るか、滋賀県社会福祉協議会に設置されている「運営適正化委員会（淡海あんしんネット）」に申し出てご相談下さい。

◆不服審査申し立て

認定された障害程度区分や支給決定について不服のある場合は、滋賀県の障害者介護給付費等不服審査会に申し出ることが出来ます。（費用は無料で、原則として60日以内に結果がでます。） 滋賀県自立支援課にお問い合わせ下さい。

◆日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方たちが、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理及び重要書類等の預かりサービスを行う事業です。お住まいの市町社会福祉協議会へ申し出てご相談下さい。

◆成年後見制度

判断能力が不十分なため、契約などの法律行為をする際に、その意思決定が充分でなかったり不安がある人たちについて、その不十分な判断能力を補い、本人が損害を受けないようにして、本人の権利が守られるようにする制度です。お住まいの市町の障害福祉の担当窓口または、滋賀県社会福祉協議会および、お近くの弁護士事務所・社会福祉士事務所等へご相談下さい。

◆虐待かもと思ったら

2012年10月から虐待防止法が施行されます。身近なところで虐待ではないかと思うことがあれば、お住まいの市町の障害福祉の担当窓口へ通報して下さい。（気づいたら通報する義務があります。）

◆滋賀県手をつなぐ育成会での支援と活動

新しい制度についての情報の提供や研修会・学習会や各種相談等の支援を行います。知的障がいや発達障がいがある人の人権を守り、安心して豊かに暮らせる社会づくり・地域づくりを、みなさんと共に進めて行きます。